

*2016年2月29日改訂（第4版）

2009年2月13日改訂（第3版）

歯科材料 1 歯科用金属
管理医療機器 歯科鑄造用チタン合金

70794000

許可番号:27B2X00063

認証番号 21100BZZ00749000

管理医療機器

純チタンインゴット 3 種

再使用禁止

【禁忌・禁止】本合金又は類似成分の合金に
対して発疹、皮膚炎などの過敏症のある患者には
使用しないこと。

*【形状・構造及び原理等】

（概要）本合金は他の歯科金属より耐食性に優れ
金属イオンの溶出がないので金属の味もなく
アレルギーが殆どないので生物学的適合性
にも優れます。2種より硬度・引張強度に優れる

【形状】円柱

（原理）JIS H 4650:2007 チタン第3種

【使用目的、又は効果】

歯科修復物、補綴物又は装置の作成に用いること

*【仕様】JIS T 6123:2013

種類:固定性歯科修復物用非金属材料 タイプ 4

項 目	仕 様
成分分量	チタニウム 99.3%・その他 0.7%
液相点	1687℃
固相点	1578℃
硬 さ	196HV ※
密 度	4.5g/cm ³
耐 力	555MPa(56.6kgf/mm ²)
伸 び	7%
生体適合性	JIS T 0993-1:2012 適合 JIS T 6001:2016 適合
外観試験	均質、金属光沢をもち異種物質なし
耐食性	優
ヤング率 (縦弾性係数)	136GPa

【使用方法等】

※JIS Z 2244:2009

通法どおり複模型製作→ワックスアップ→埋没→焼却
冷却後メーカー指示通りに、アーク鑄造機のルツボ
にセットしアーク溶解し(機種によりアルゴン雰囲気
で行う場合も可)完全に溶解したら鑄造圧をかけ
て鑄造する。その後スブルーカット→研磨
(本合金に使用する鑄造機はアーク鑄造機)

*【使用上の注意】(重要な基本的注意)

- 1)本合金の使用により、発疹、皮膚炎等の過敏症が
現れた患者には使用を中止し、医師の診断を
受けさせること。
- 2)本合金の使用により、発疹、皮膚炎等の過敏症が
現れた術者は、使用を中止し、医師の診断を
受けること。

3)本合金の研磨作業等の際には、粉塵による人体へ
の影響をさけるため、局所吸塵装置、公的機関が
認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入
しないこと。

4)本合金の研磨作業などの際には、眼の損傷を防ぐ為
に保護眼鏡などの防具を使用すること。

5)本合金の鑄造設備付近には、局所排気装置、換気扇
等を設けて密封した部屋での作業を避け鑄造によ
り発生する粉塵及び蒸気を吸入しないこと。

6)本合金は、歯科金属の用途以外には
使用しないこと。又、他の合金と混溶しないこと。

7)条件により家庭用の義歯洗浄剤の成分により
まれに黒く変色することがありますが、保護皮膜
を形成している為です。人体に影響ありません
その場合は義歯洗浄剤の使用を中止し、中性洗剤で
洗浄を行って下さい。変色はしません。

8)本合金が研磨作業などの際に、眼に入らないよう
に注意すること。万一眼に入った場合は
直ちに大量の流水で洗浄した後眼科医の診断を
受けること。

9)本合金は、歯科医療有資格者以外は
使用しないこと。

*本合金は、口嚙内で削合や研磨を行わないこと。

(有害事象)有害事象として膿胞症、皮膚炎等の
歯科金属疹(遅延型金属アレルギー性疾患)を発症
することがあります

【推奨するろう材及びろう付方法】

チタンろうで、アルゴン雰囲気内使用が、最適

【保管方法及び有効期間等】

1)本合金は、直射日光・高温・多湿の場所
を避けて保管すること。

2)開封後は、密閉して保管すること。

3)本合金は、歯科医療従事者以外が触れないように
適切に保管・管理すること。

【包 装】

990g 入 (30g 片×33ヶ)

1kg 入 (40g 片×25ヶ)(50g 片×20ヶ)

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者: 有限会社 チェスト

〒569-0011 大阪府高槻市道鶴町4丁目20番10号

TEL 072-669-4180 FAX 072-669-4182